

桜通り等改修計画に関する提言書

平成26年4月

府中市桜通り等改修事業検討協議会

目 次

1	はじめに	1
2	現状と課題	2
3	提言	3
4	整備スケジュール	12
5	協議経過	13
6	委 員	14

1 はじめに

昭和33年に府中都市計画道路3・5・10号として整備された桜通りは、市のほぼ中央に位置し、府中街道と小金井街道を結ぶ路線である。また、桜通り、府中公園通り及び市道3-2号は、約300本の桜が植えられた並木道となっており、開花時期に開催される桜まつりには、市内外から約20万人の人が訪れるなど、地域に留まらず、府中市の観光名所として大変親しまれている。

しかし、樹齢50年以上に達している桜は、高齢化及び大木化の進行に伴い、落枝や害虫・菌類の浸食、植栽マスの破損や歩道の根上がり、枝が歩車道の建築限界を侵すなどの課題が生じており、歩行者や車いす使用者等の円滑な移動の妨げとなっている。

その一方で、桜通り及び府中公園通りは府中市交通バリアフリー基本構想における準特定経路に位置付けられており、「現在の道路構造、沿道環境の中で可能な部分のバリアフリー化整備をする」としている。市道3-2号については、本構想に位置づけられていないが、府中市の観光名所として親しまれている桜通り等と同様の景観を形成する路線として、現在の沿道環境を活かしつつ地域住民が親しみのもてる安全で快適な道路環境の実現に向けて、再整備を行っていく必要がある。

本書は、学識経験者や地域住民により組織された検討協議会を通じて議論した桜通り等（約2.15km）のバリアフリー化等に配慮した再整備のあり方、沿道公共施設との連携のあり方及び桜通り等の活用のあり方における基本的な事項に関する提言を取りまとめたものである。

2 現状と課題

桜通り等の桜は、樹木医による調査においても樹齢が約50年以上に達していることから、老齢化及び大木化が進行し、落枝や害虫・菌類の浸食、植栽マスの破損や歩道の根上がり、枝が歩車道の建築限界を侵すなどの課題が生じており、歩行者や車いす使用者等の円滑な移動の妨げとなっている。

■桜通り等の状況

	
菌類に侵された樹木	根の成長に伴う縁石の破損
	
根上がりによる歩道の凹凸	幹の成長に伴うガードパイプの巻き込み
	
樹木による歩道建築限界の侵犯	

3 提言

桜通り等の再整備においては、府中市交通バリアフリー基本構想に基づき、街路樹に配慮しつつ、円滑な移動の妨げとなる段差の解消や歩道有効幅員の確保等、バリアフリー化を目指す中で、維持管理負担の軽減及び桜まつり等のイベントへの配慮、沿道公共空間との連携について検討を行い、以下の3テーマについて10の提言として取りまとめた。

- 1) 桜通り等のバリアフリー化等に配慮した再整備のあり方
 - ① 誰もが円滑に移動できるよう十分な配慮を行う
 - ② 再整備について市民へ適切に周知する
- 2) 沿道公共施設との連携のあり方
 - ① セットバックにより、十分な歩行空間を確保する
 - ② 歩道に面して休憩ができる場所を確保する
 - ③ 公共空間でランドマークとなるような桜を植栽する
- 3) 桜通り等の活用のあり方
 - ① 再整備後も街路樹は桜とする
 - ② 桜のトンネルを継承するために両側植栽とする
 - ③ 桜まつり等のイベントに考慮した樹種を選定する
 - ④ 街路樹として適正な植栽間隔を検討する
 - ⑤ 沿道住民の負担を軽減するような樹種を選定する

1) 桜通り等のバリアフリー化等に配慮した再整備のあり方

再整備の実施にあたっては、府中市交通バリアフリー基本構想における位置付け・整備内容に基づき、市民の理解のもとに、誰もが安心して、円滑に移動できる道路空間の整備を実現する必要がある。

桜通り等の幅員構成は、標準で歩道幅員2.5m、車道幅員3m、路側帯0.5mの12m道路となっているが、桜の大木化により有効幅員が狭められている。また、桜通りは京王バスやちゅうバスの運行ルートとなっていることから、現状の車道幅員を狭めて、歩道幅員を広げることができない。さらに、本協議会では、一方通行化も視野に入れた検討を行ったが、甲州街道へ負荷がかかるとの理由から実現は難しいと判断した。そのため、現在の幅員構成を前提とし、バリアフリー化等に配慮した再整備のあり方として、以下の2提言をする。

① 誰もが円滑に移動できるよう十分な配慮を行う

歩道の再整備にあたっては、現在課題となっている根上がり等による段差を解消するなど、府中市交通バリアフリー基本構想・府中市福祉のまちづくり条例及び府中市福祉のまちづくり条例施行規則に即した、高齢者や障がい者等、誰もが円滑に移動ができる道路整備の実現を図ること。

また、桜通り等の沿道にある公共施設については、セットバックの協力を要請し、私有地については、まちづくり条例の中でセットバックに協力していただけるよう協議を行い、できる限り歩道有効幅員を広げて車いす使用者同士のすれ違いスペースの確保に努めること。

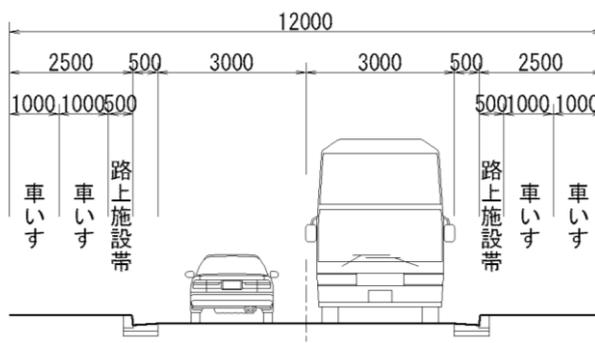
【配慮事項】

- ・ 車いす使用者同士がすれ違える有効幅員の確保
- ・ 横断歩道部分の段差の最小化
- ・ 公共空間や私有地部分を活用した歩道状空地の確保
- ・ 歩車道交通の支障となる枝の剪定

■幅員構成

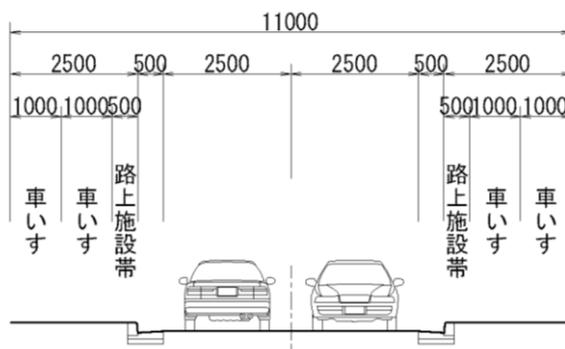
○桜通り、府中公園通り

桜通り、府中公園通りの現況幅員は車道3.0m、歩道幅員2.0mで車いす2台の通行が両側で可能

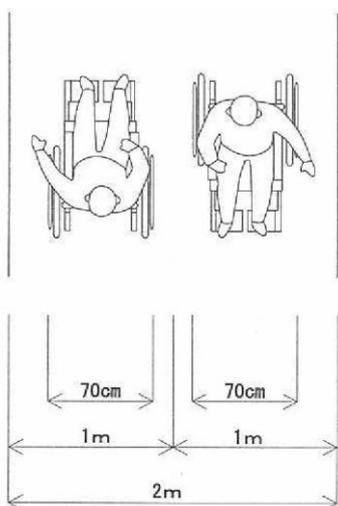


○市道3-2号

市道3-2号の現況幅員は車道2.5m、歩道幅員2.5mで車いす2台の通行が両側で可能

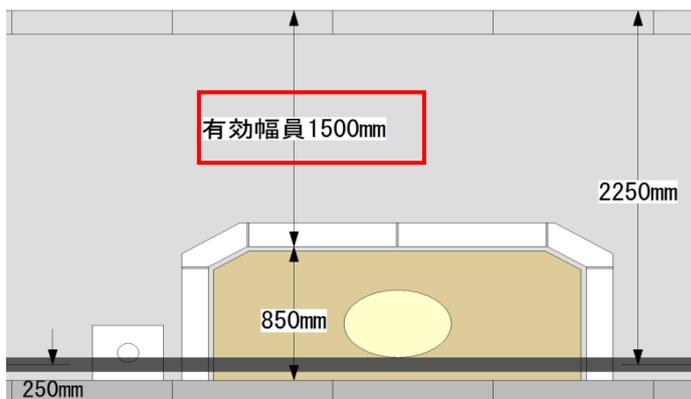


■車いす使用者がすれ違える幅員



原則として、車いす使用者同士がすれ違える歩道の有効幅員2.0m以上の確保を目指す。

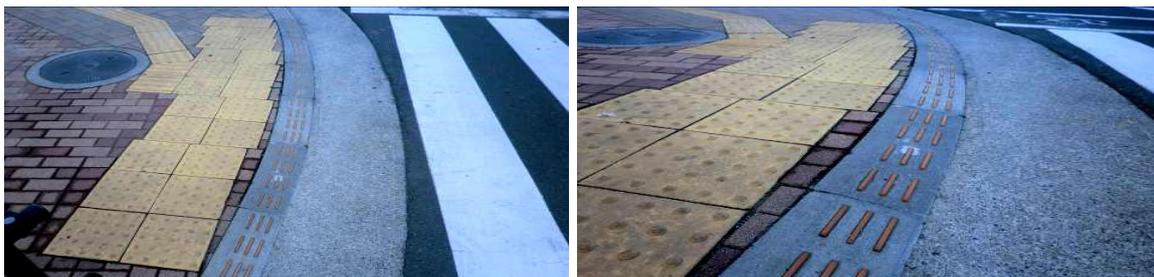
■歩道の整備イメージ（標準）



植栽マスがある箇所については、車いすが転回できる有効幅員1.5mを確保する。ただし、沿道に公共施設が立地している箇所、民有地において府中市地域まちづくり条例の中高層協議に該当する建替えがある場合は、協議の上、幅員2.0m以上の確保に努める。

■横断歩道部分段差の最小化（参考事例）

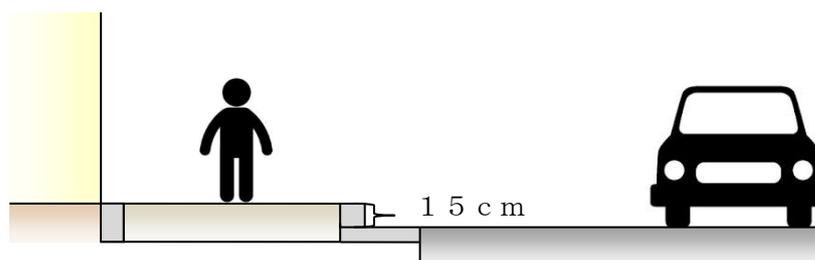
歩車道の段差をなくすことで車いす使用者の円滑な移動を実現するとともに、歩行者横断部に凹凸をつけることにより、視覚障がい者にも配慮した例



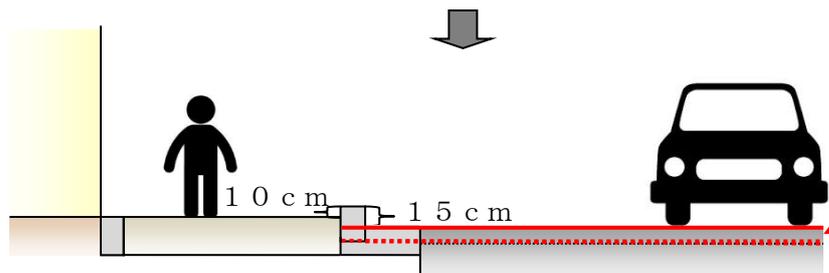
■歩道の整備イメージ

車道の高さを上げることにより、歩道との段差を減らし、車いす使用者等の移動円滑化に寄与する（セミフラット工法）。

【現状】

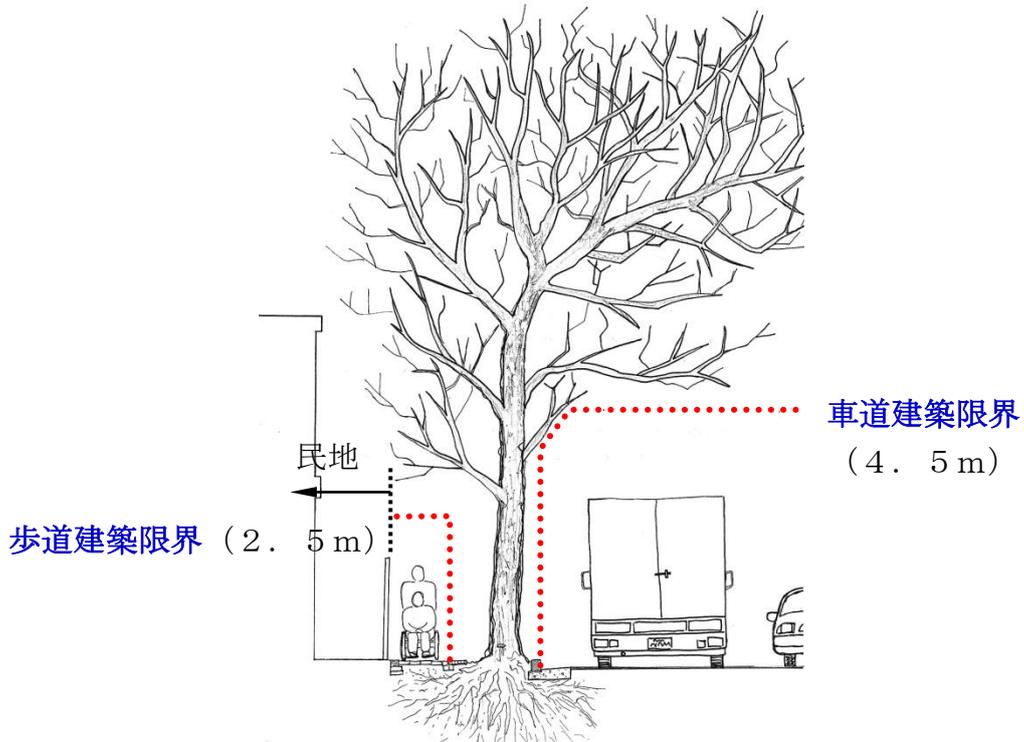


【再整備後】



■歩車道建築限界イメージ

歩道建築限界（2.5m）及び車道建築限界（4.5m）を遵守することとしている。



② 再整備について市民へ適切に周知する

再整備を行う際には、事前に、市民に対して適切に周知し、整備を進めること。

【周知方法】

- ・ 広報ふちゅう及びホームページへの掲載、桜まつり実行委員会への説明
- ・ 危険木の伐採を行う際には、伐採樹木への貼り紙等による事前周知
- ・ 整備箇所隣接する住民・自治会への説明

2) 沿道公共施設との連携のあり方

桜通り等の沿道には、府中市民球場や中央文化センター、府中公園などの公共施設が多く立地していることから、再整備においては、公共空間を利用することによる円滑な移動空間の確保、魅力的な沿道景観の形成のために、公共施設と道路との一体的な整備が必要である。

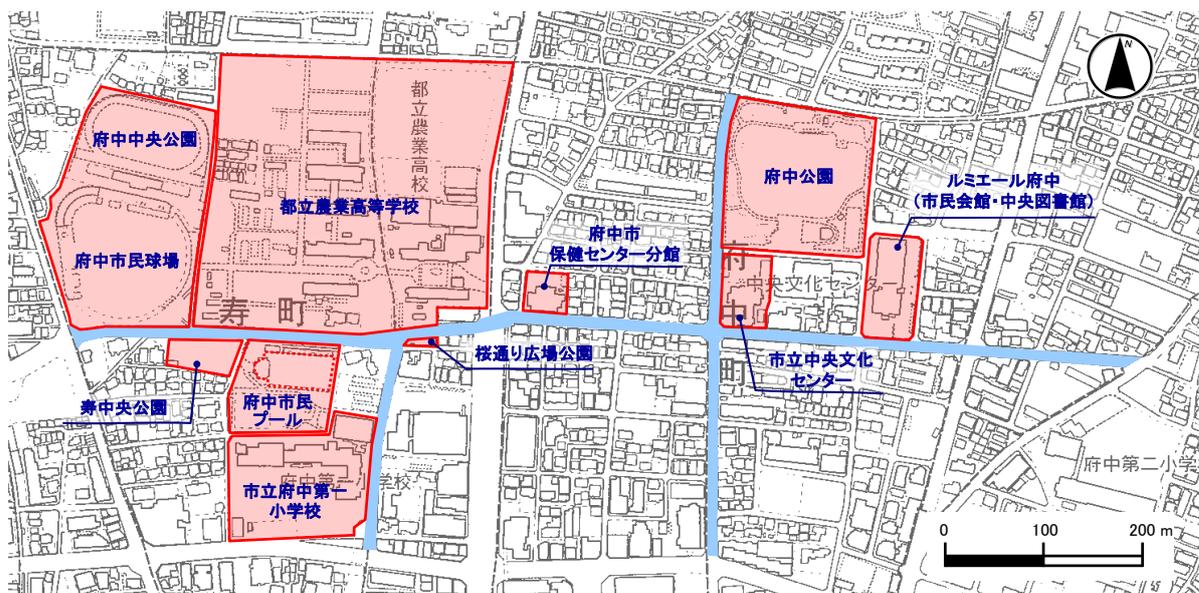
① セットバックにより、十分な歩行空間を確保する

現在の桜通り等は、歩道幅員は2.5m程度であるが、桜の大木化により、車いす使用者がすれ違える2.0mの有効幅員を確保できていない。

そのため、植栽マスのある場所でも2.0m以上の有効幅員を確保するために、公共空間側で必要な歩行空間を確保すること。

■ 一体的な整備を検討する沿道公共施設

桜通り等に面するの次の公共施設については、沿道と一体的な整備を検討する。



名 称			
1	府中市民球場	6	府中市保健センター分館
2	寿中央公園	7	中央文化センター
3	府中市民プール	8	ルミエール府中
4	都立農業高等学校	9	市立府中第一小学校
5	桜通り広場公園	10	府中公園

② 歩道に面して休憩ができる場所を確保する

市民及び近隣住民等が休めるようなスペースを、公共施設内の道路に面した部分に確保すること。

③ 公共空間でランドマークとなるような桜を植栽する

歩道空間では維持管理上の課題から大木化する樹種は選定しにくいいため、公共空間部分においてランドマークとなるような桜を植栽し、様々な桜を楽しむ沿道景観の形成を図ること。

【候補樹種（公共空間）】

公共空間に植える樹木は、街路樹と比較して広く枝を伸ばせるため、桜通り等のランドマークとなるように以下の樹種から検討する。

ソメイヨシノ (染井吉野)	エドヒガン (江戸彼岸)
	
オオシマザクラ (大島桜)	ヨウコウ (陽光)
	

3) 桜通り等の活用のあり方

桜通り等の桜並木は、長年、市民に親しまれ、府中市の代表的なイベントである桜まつりの実施会場にもなっているため、現在の景観が継承されるよう、再整備後の街路樹も桜とする。

また、現在の桜通り等で課題となっている維持管理面での負担軽減に十分に配慮した樹種を選定していくこと。

① 再整備後も街路樹は桜とする

桜通り等の桜並木は、長年に渡り、多くの市民に親しまれる沿道景観を形成してきたことから、現在の雰囲気継承するため、5本置き程度の間隔で植替えを行い、景観に配慮した桜の更新を行っていくこと。

② 桜のトンネルを継承するために両側植栽とする

整備後も桜のトンネルが継承されるよう、両側植栽とすること。

③ 桜まつり等のイベントに考慮した樹種を選定する

桜まつり等のイベント開催時期を考慮した樹種を選定すること。

④ 街路樹として適正な植栽間隔を検討する

本協議会では、バリアフリーと景観の観点からみて、植栽間隔は10m程度が望ましいと判断した。植栽間隔が狭い箇所については、樹木を間引くなどして、街路樹として適正な植栽間隔（10m程度）に見直しを行うこと。

■適切な植栽間隔（10m程度）イメージ

植栽間隔10m程度で整備された際の桜並木のイメージ（桜の樹高9m程度）



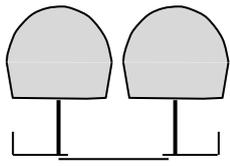
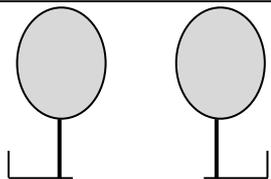
⑤ 沿道住民の負担を軽減するような樹種を選定する

現在、桜通り等に植栽されているソメイヨシノは、幹が太く、枝が広がりやすい樹種であり、民地に侵入し枝葉を落としてしまうなど、街路樹として不向きであることから、ソメイヨシノと比較し沿道住民の負担が軽減できるような樹種を選定すること。

また、再整備においては、根上がり対策や植栽マスが破損しにくい工法について十分な検討を行うこと。

【候補樹種】

桜には、全般的に「太い枝の剪定を嫌う」「切断面からの腐朽に弱い」という特徴がある。成長が早く、枝が広がりやすいソメイヨシノは、他の樹種と比べて剪定の対象となる枝が多く、それに伴い害虫等に侵される可能性も高い。そのため、再整備を行っていく際には、開花時期やソメイヨシノと比較した際の維持管理の容易さを勘案し、次の樹種を参考とする。

	参 考	候 補 樹 種	
	傘 状	広 卵 状	
樹 形			
樹 種	ソメイヨシノ (染井吉野)	コシノヒガン (越の彼岸)	センダイヤ (仙台屋)
			
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高：約5～15m ・枝が横方向に広がりやすい ・成長が早い ・テングス病に罹りやすい ・太い枝の剪定を嫌う 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高10m前後 ・下枝が斜上に伸びる ・ソメイヨシノと比較すると成長が遅い ・樹形は広卵状であり枝が広がらず、エドヒガン系の中では大輪で美しい花を着ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高：10m前後 ・下枝が斜上に伸びる ・ソメイヨシノと比較すると成長が遅い ・緑陰を供給するほどに大きくなるが枝はあまり広がらない ・花が終わっても葉が残るため長く鑑賞できる

4 整備スケジュール

■短期

- ・危険木の抽出、伐採・抜根
- ・根上がりが深刻な箇所の応急的措置
- ・伐採した箇所への桜の植栽

【整備方針】

- ・危険木の伐採・抜根を行う
- ・根上がり部分の補修や壊れた街きよの改修など応急的な対応を行う
- ・伐採した箇所へ新たな桜を植栽する
(新たに植える樹木は枝が広がりやすく、かつ大きくなり過ぎない樹種とする。
また、数年で花を咲かせ、ある程度樹形が固まっているとされる高さ約5m以上のものを基本とする。)
- ・10m間隔を基本に、既存の植栽マスを利用する
- ・舗装整備を行う際は、費用や機能性等を考慮し、アスファルト舗装とする

■中期（概ね5年～10年間で整備）

- ・景観に配慮した計画的な植替え

【整備方針】

- ・短期に引き続き、桜の植替えを行っていく
- ・舗装整備を行う際は、費用や機能性等を考慮し、アスファルト舗装とする

■長期（概ね10年～20年間で整備を目指す）

- ・車道部分も含めたバリアフリー化の完成

【整備方針】

- ・車道部の舗装の改修に合わせて、道路のセミフラット化を目指す

5 協議経過

年 度	協 議 内 容
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> • 学識経験者や地域住民から構成する「府中市桜通り等改修事業検討協議会」を設置し、桜通り等の改修の方向性を検討した。 <p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回（平成24年9月） <ul style="list-style-type: none"> • 桜通り等の改修の必要性 • 検討を行う際の前提条件の確認 第2回（平成24年11月） <ul style="list-style-type: none"> • 桜の並木道の更新後の樹種検討 • 桜通り等の沿道に立地する公共施設との連携 第3回（平成25年3月） <ul style="list-style-type: none"> • 新宿御苑にて桜の樹種確認 • 桜の樹種検討 • 植栽間隔
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> • 平成24年度に引き続き「桜通り等改修事業検討委員会」を開催し、桜通り等の改修における基本的な事項のとりまとめを行った。 <p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4回（平成25年6月） <ul style="list-style-type: none"> • 改修工事の整備方針 • 今後のスケジュール（案） 第5回（平成25年12月） <ul style="list-style-type: none"> • 桜通り改修計画の確認 • 提言書原案に関する意見交換 第6回（平成26年2月） <ul style="list-style-type: none"> • 提言書とりまとめ

6 委 員

	氏 名	所 属 等
会 長	福 嶋 司	東京農工大学名誉教授
副会長	神 庭 正 則	樹木医
	伊 藤 敏 春	寿町二丁目自治会長
	長谷川 光 男	新成区自治会長
	藤 澤 光 男	府中町二丁目自治会長